

地域生活交通再構築事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 島根県の交付する地域生活交通再構築事業費補助金（以下「補助金」という。）については、島根県補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助目的)

第2条 中山間地域（島根県中山間地域活性化基本条例（平成11年3月12日島根県条例第24号。）第2条に定める地域をいう。）において、住民の交通手段を確保するため、移動ニーズを踏まえた最適な交通手段への転換を図るなど、交通体系の見直しに取り組む市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「地域公共交通計画」とは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に基づき、市町村が作成する地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画のことをいう。
- (2) 「交通体系見直し」とは、県内市町村が、住民の交通手段を確保するため、既存の交通手段から移動ニーズを踏まえた最適な交通手段への転換を図るために実施する次のいずれかの取組のことをいう。
 - ア 利用者の利便性向上に資する取組
 - イ 運行に係る行政負担の低減に資する取組
 - ウ 限られた人材や車両等の有効活用に資する取組
 - エ デジタル技術を活用するなど、運行支援技術の導入検討に係る取組

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費等については別表に定めるところとする。ただし、国、県又は他団体から補助金等の交付を受ける事業は補助の対象としない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、事前に協議の上、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 申請書の提出期限は、別途通知する。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条に規定する申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、適正な交付を行うため必要と認める場合は、補助金の交付申請に係る事項について、条件を付して交付決定をすることができるものとする。

(補助事業の変更等の承認申請)

第7条 補助事業者は、前条の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当する重要な変更を行うときは、事前に協議の上、変更承認申請書（様式第2号）を知事

に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る運行主体の変更
- (2) 補助金の交付決定額に対して2割を超える減額又は全ての増額
- (3) 補助事業の中止又は廃止
- (4) 前各号に掲げるもののほか、重要な変更

(実施状況報告)

第8条 補助事業者は、知事が指示したときは、実施状況報告書（様式第3号）により、補助事業の実施状況を報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限等)

第10条 補助事業者は、規則第13条第1項に規定する知事の承認を受けようとする場合には、財産処分承認申請書（様式第5号）を提出するものとする。

- 2 取得財産のうち、規則第13条第1項第4号の規定により知事が定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超えるものとする。
- 3 規則第13条第2項の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(概算払い)

第11条 知事が必要と認める場合は、概算払いをすることができる。

- 2 概算払いに必要な書類は、概算払請求書（様式第6号）とする。

(帳簿等の保管)

第12条 補助事業者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日に施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 令和6年度に2か年分（令和6年度～令和7年度）の事業計画を作成し、地域生活交通再構築実証事業補助金の交付を受けた団体については、令和7年度分の交付にあたり、地域生活交通再構築実証事業補助金交付要綱を適用することとし、この要綱は適用しない。

別表（第4条関係）

1 事業区分	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助対象経費の上限額	5 補助率
(1) 地域公共交通計画策定	市町村	(1) 新規策定及び現行計画期間満了に伴う全面改訂に要する経費 (2) その他、知事が必要と認める経費	8,000 千円	1 / 2
(2) 中山間地域における交通体系見直し		(1) 見直しに向けた調査・検討に要する経費 (2) 実証運行に要する経費 (3) その他、知事が必要と認める経費	12,000 千円	

[留意事項]

- 1 寄附金、運賃その他の収入がある場合は、補助対象経費からその収入額を控除するものとする。
- 2 補助対象とする実証運行の期間は、12ヶ月を限度とする。
- 3 車両購入経費は補助の対象としない。
- 4 事業実施期間は2年度以内とする。なお、2年度継続して補助する場合の補助対象経費の上限額も、上記別表第4欄に掲げる額と同額とする。
- 5 補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。